

大阪広域環境施設組合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条及び第102条の規定により、本年2月5日に組合議会定例会を招集する。

令和8年1月29日

大阪広域環境施設組合管理者職務代理者

大阪広域環境施設組合副管理者 山本桂右